

国際社会と連携し、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に全力で取り組み、全拉致被害者の即時一括帰国を実現することを求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に40年以上が経過した。また、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現してからも18年の歳月が流れようとしているが、いまだ政府認定の12名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままとなっている。

この間、北朝鮮は、他の被害者についての納得のいく説明をすることもなく、また、平成20年の日朝実務者協議で合意した再調査の約束を一方的に破棄するなど、極めて不誠実な態度をとり続けてきている。

新潟市の中学生だった横田めぐみさんが下校途中に北朝鮮に拉致されてから、今年11月15日で43年になる。当時13歳だっためぐみさんは56歳になり、家族と引き離され人生の大半を北朝鮮の地で過ごしていることとなる。

拉致被害者及び御家族には、高齢の方も多くなっており、有本恵子さんの母親、嘉代子さんは、今年2月3日に94歳で永眠され、拉致被害者家族会初代代表の横田滋さんは、6月5日に87歳で永眠された。何の罪もない最愛の家族を奪われ、北朝鮮の国家犯罪に翻弄され続けた悲しみはいかばかりか計り知れない。

言うまでもなく、拉致問題は、非道な人権侵害であるとともに、我が国に対する主権の侵害でもあり、国家の責任において解決すべき喫緊の課題である。非道な国家犯罪に怒りを新たにし、日本国としての総意を示す時である。

よって、国においては、国際社会と連携し、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に全力で取り組み、全拉致被害者の即時一括帰国を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣
宛て

福島県議会議長 太田光秋